

屋久島町商工業安定資金

屋久島町が、町内の商工業者に対し、屋久島町商工業安定資金の貸付を行うことで、商工業の安定と振興に寄与することを目的としています。

融資対象者

屋久島町商工会の会員で、屋久島町内に1年以上継続して、住所及び事業所を有しているものとします。(町税の滞納のない方に限ります。)

融資条件

融資限度額	運転資金・設備資金 50万円以内
貸付利息	無利息
貸付期間	3年以内
連帯保証人	1名 連帯保証人は、町内に住所を有し独立して生計を営む者(借入申込者と生計を一にする者を除く。)で、資金の返還に関し保証能力のあるものでなければなりません。* 申込人と同世帯の方は保証人にはなれません。 * 法人で申込みの場合、連帯保証人に代表者はなれません。
借入申請に必要な書類	① 商工業安定資金借入申請書 ② 所得証明書(借受人が法人の場合、代表者分も必要) ③ 納税証明書(仮受人が法人の場合、代表者分も必要) ④ 決算書(直近1期分) ⑤ 印鑑証明書(借受人・連帯保証人共)

問合せ 屋久島町商工会

宮之浦本所 42-0159

安房支所 電話 46-2137